

日医発第432号(保103)  
平成20年7月10日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

### 後期高齢者終末期相談支援料等の凍結について

先般、平成20年6月25日付け事務連絡(保81)Fにて、中医協において「後期高齢者終末期相談支援料」が本年7月1日より凍結する旨、諮問・答申されたことをご連絡申し上げたところであります。

今般、標記事項に関連する告示「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」が6月30日に公布され、本年7月1日より適用されることとなり、併せて厚生労働省保険局医療課長通知が発出されましたので、改めてご連絡申し上げます。

これにより、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表第2章区分番号B018に掲げる後期高齢者終末期相談支援料並びに区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注7および区分番号C005-1-2に掲げる居住系施設入居者等訪問看護・指導料の注7に規定する加算等については、7月1日をもって凍結し、別に厚生労働大臣が定める日(現時点では定められていない。)までは算定できないこととなります。

また、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法別表通則第1号の4に規定する後期高齢者終末期相談支援療養費についても、同様に、7月1日をもって凍結し、別に厚生労働大臣が定める日(現時点では定められていない。)までは算定できないこととなります。

なお、後期高齢者終末期相談支援料等は、患者およびその家族等と終末期の診療方針等について十分に話し合いを行った上、話し合いの内容をとりまとめた文書等の提供があった後、当該患者の退院時又は死亡時に算定されるものであるが、本年6月30日において、既に患者およびその家族等に対し当該文書等の提供を行った保険医療機関等については、経過措置として、当該患者に限り、7月1日以後も診療報酬における後期高齢者終末期相談支援料等を算定することが可能であります。また同様に、本年6月30日において既に利用者およびその家族等に対し後期高齢者終末期相談支援療養費に係る文書等の提供を行った訪問看護ステーションについては、当該利用者に限り、7月1日以降も後期高齢者終末期相談支援療養費を算定することができるものであります。(経過措置の具体例については、医療課長通知別紙を参照されたい。)

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

<添付資料>

①【官報抜粋】

- ・診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平 20.6.30 厚生労働省告示第 349 号）
- ・訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件  
（平 20.6.30 厚生労働省告示第 350 号）

②後期高齢者終末期相談支援料等の凍結について

（平 20.6.30 保医発第 0630001 号 厚生労働省保険局医療課長）



五 外国組織における校舎は、当該外国組織を設ける専門職大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模とすること。  
六 外国組織を設ける専門職大学院の学長が、当該外国組織に係る校務をつかさどり、当該外国組織の所属職員を統括していること。

この告示は、公布の日から施行する。

厚生労働省告示第百四十九号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定に基づき、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、平成二十年七月一日から適用する。ただし、同年六月三十日において現にこの告示による改正前の診療報酬の算定方法別表第一区分番号B018に掲げる後期高齢者終末期相談支援料の注並びに区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注7及び区分番号C005-1-1-2に掲げる居住系施設入居者等訪問看護・指導料の注7、別表第二区分番号B016に掲げる後期高齢者終末期相談支援料の注並びに別表第三区分番号19に掲げる後期高齢者終末期相談支援料の注の規定により患者及びその家族等に文書等を提供した保険医療機関及び保険薬局における当該患者に対する当該療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十年六月三十日

厚生労働大臣 外添 要一

別表第一の目次中「遊園遊歩・遊歩道」を「第一節 遊園遊歩」に改める。

別表第一の目次中「遊園遊歩」を「第一節 遊園遊歩」に改める。

別表第二の目次中「遊園遊歩・遊歩道」を「第一節 遊園遊歩」に改める。  
別表第二に次の一章を加える。  
第三節 算定制限  
前章の規定にかかわらず、区分番号B016に掲げる後期高齢者終末期相談支援料は、別表第一第四節第二節に規定する日から算定できるものとする。

別表第三の目次を次のように改める。  
第一節 調剤報酬  
通則  
第一節 調剤技術料  
第二節 薬料  
第三節 薬剤料  
第四節 特定保険医療材料料  
別表第三中通則の前に次の部名を付する。  
第一節 調剤報酬  
別表第三中通則に次の一部を加える。  
第二節 算定制限  
前節の規定にかかわらず、区分番号19に掲げる後期高齢者終末期相談支援料は、別表第一第四節第二節に規定する日から算定できるものとする。

別表第三の目次を次のように改める。  
第一節 調剤報酬  
通則  
第一節 調剤技術料  
第二節 薬料  
第三節 薬剤料  
第四節 特定保険医療材料料  
別表第三中通則の前に次の部名を付する。  
第一節 調剤報酬  
別表第三中通則に次の一部を加える。  
第二節 算定制限  
前節の規定にかかわらず、区分番号19に掲げる後期高齢者終末期相談支援料は、別表第一第四節第二節に規定する日から算定できるものとする。

別表第三の目次を次のように改める。  
第一節 調剤報酬  
通則  
第一節 調剤技術料  
第二節 薬料  
第三節 薬剤料  
第四節 特定保険医療材料料  
別表第三中通則の前に次の部名を付する。  
第一節 調剤報酬  
別表第三中通則に次の一部を加える。  
第二節 算定制限  
前節の規定にかかわらず、区分番号19に掲げる後期高齢者終末期相談支援料は、別表第一第四節第二節に規定する日から算定できるものとする。

厚生労働省告示第百五十号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十八条第四項の規定に基づき、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）の一部を次のように改正し、平成二十年七月一日から適用する。ただし、同年六月三十日において現にこの告示による改正前の訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法別表通則第一号の4の注の規定により利用者及びその家族等に文書を提供した訪問看護ステーションにおける当該利用者に対する当該指定訪問看護の費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十年六月三十日

厚生労働大臣 外添 要一

別表中通則に次の一号を加える。  
3 第一号の4の規定にかかわらず、後期高齢者終末期相談支援療養費は、別に厚生労働大臣が定める日より算定できるものとする。

農林水産省告示第千六十一号  
出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。  
平成二十年六月三十日 農林水産大臣 若林 正俊

出願品種の属する農林水産物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Petunia Juss.	カンリパバル	京成パナソニック株式会社 東京都墨田区押上二丁目1番1号 東京千代田区平河町二丁目13番12号	第16704号 平成19年12月11日
Primula L.	エンタノーナル ヒス	松永一 宮崎県小林市大字南西方8736番地	第17225号 平成20年2月13日
"	エンタノーナル ヒム	"	第17226号 平成20年2月13日
"	エンタノーナル タイ	"	第17227号 平成20年2月13日
Alocasia (Schott) Don	コーンブーム	水迫政治 鹿児島県指宿市山川福元788番地	第18806号 平成20年1月9日
Calibrachoa Llave & Lex.	チヤクオシエホフ イト	川村一徳 栃木県日光市豊田319	第19813号 平成20年2月5日

農林水産省告示第千六十二号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成二十年六月三十日 農林水産大臣 若林 正俊

一 保安林の所在場所 栃木県芳賀郡茂木町大字小貫字山中三九九の一、四〇〇、四〇一、四〇二の一、四〇三の一、四〇六の一、四〇八の一、四〇九、四一〇の一、四一一、四一二、四一三の一、四一三の二、四一六の一、四一七の三、四一八、四一九、六一〇の一、六一〇の二、六一一、六一二の一、六一二の二、六一三、六一四の一、六一四の二、六一六、字細谷四〇四の一、四〇五、四〇七の一、四〇七の二、六一八の二、六一九から六二二まで、字井才天四一八から四二〇まで、四二二の二、四二二の三、字カイライ四三三、四三六、字トコ  
ジリ四五一、四五四から四五七まで、四六九、字治良台四六七、四六八の一、四七〇、四七二から四七四まで、四七五の一、四七七、四七九、四八〇、四八二、四八三、字倉本四九六、字箱荷五一四から五一八まで、字本内六〇二、六四九、六五〇、字猪堀六二二から六二五まで、六二九、六三三、字葛瀬六二七、六二八、六三〇、六四二、六四五から六四七まで、六四八の一、六四八の二、字田中六五三、六六二、六六三の一、字入ノ坊九四八から九五三まで、九六〇から九六二まで、九六四から九六六まで、字高日陰九五四、九五六から九五八まで、一〇四六、字西ノ入九五九の二、九八八、九八九、九九九、一〇〇〇、一〇〇二、一〇四二から一〇四四まで、字竹ノ内九九〇、字小玉入一〇四七の一、一〇四七の二、一〇五一、一〇五二、一〇五四から一〇五九まで、一〇六〇の一、一〇五六の二から一〇五六の五まで、一一五五の七、一一七一の二、一一七四、一一七五の二から一一



保医発第0630001号  
平成20年6月30日

地方社会保険事務局長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保健主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長



### 後期高齢者終末期相談支援料等の凍結について

本日、診療報酬の算定方法の一部を改正する件(平成20年厚生労働省告示第349号)及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件(平成20年厚生労働省告示第350号)が公布され、本年7月1日(以下「適用日」という。)より適用されることとなったところである。

適用に当たっての留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図らねたい。

### 記

#### 1 改正の内容

- (1) 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表第2章区分番号B018に掲げる後期高齢者終末期相談支援料並びに区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注7及び区分番号C005-1-2に掲げる居住系施設入居者等訪問看護・指導料の注7に規定する加算、別表第二歯科診療報酬点数表第2章区分番号B016に掲げる後期高齢者終末期相談支援料並びに別表第三調剤報酬点数表第1部第2節区分番号19に掲げる後期高齢者終末期相談支援料(以下「診療報酬における後期高齢者終末期相談支援料等」という。)については、適用日をもって凍結し、別に厚生労働大臣が定める日(現時点では定められていない。)までは算定できないこととしたこと。
- (2) 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)別表通則第1号の4に規定する後期高齢者終末期相談支援療養費についても、(1)と同様、適用日をもって凍結し、別に厚生労働大臣が定める日(現時点では定められていない。)までは算定できないこととしたこと。

#### 2 経過措置(別添参照)

- (1) 診療報酬における後期高齢者終末期相談支援料等については、「診療報酬の算定方法の制定

等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305001号保険局医療課長通知)に規定するとおり、患者及びその家族等と終末期の診療方針等について十分に話し合いを行った上、話し合いの内容を取りまとめた文書等の提供を行った後、当該患者の退院時又は死亡時に算定されることとなっているものであるが、本年6月30日において既に患者及びその家族等に対し当該文書等の提供を行った保険医療機関及び保険薬局については、当該患者に限り、適用日以後も診療報酬における後期高齢者終末期相談支援料等を算定することができることとしたこと。

- (2) (1)と同様、本年6月30日において既に利用者及びその家族等に対し後期高齢者終末期相談支援療養費に係る文書等の提供を行った訪問看護ステーションについては、当該利用者限り、適用日以後も後期高齢者終末期相談支援療養費を算定することができることとしたこと。
- (3) なお、当該患者及び当該利用者は、従前どおり、適用日以後も作成した文書等の内容について、変更を本人の希望に沿って何度でも行うことができること。

# 後期高齢者終末期相談支援料の凍結について

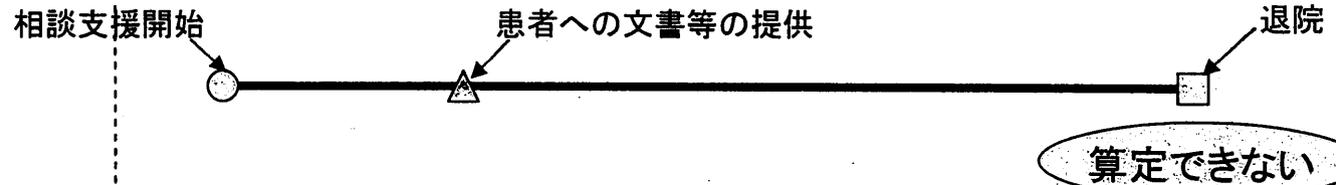
中医協 総-4-5  
20.6.25

- 終末期相談支援料については、本年7月1日から算定できないものとする。(算定を再開することができる日は、別に厚生労働大臣が定めるものとする。)
- ただし、6月30日までに、終末期相談支援料に係る文書等の提供を行った場合については、当該文書等の提供を行った患者に限り、費用を算定することができる。

## 【入院患者の場合】

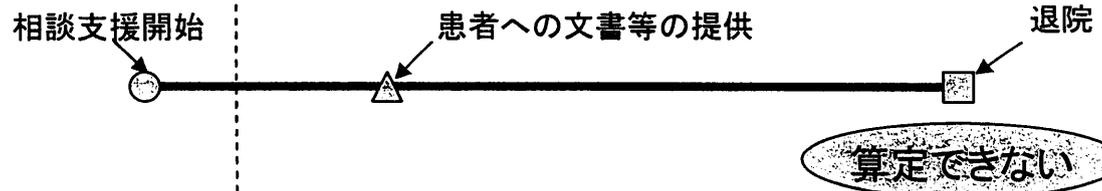
(ケース1)

相談支援の開始が  
7月1日以降



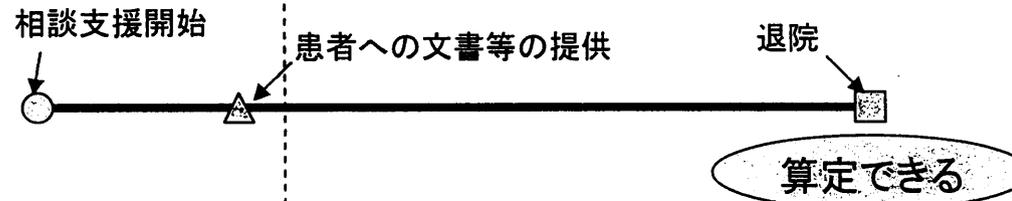
(ケース2)

相談支援の開始が  
6月30日以前で、  
文書等の提供が  
7月1日以降



(ケース3)

相談支援の開始  
及び文書等の提供  
が6月30日以前



7月1日

※ 患者は、作成した文書の変更を何度でも自由に行うことができる。